

令和7年度第4回指宿市地域公共交通活性化協議会 議 案 書

議案第1号 乗合タクシー事業者の変更について

1 提案理由

指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）魚見線・鰻線・尾下線の運行を受託している㈱鹿屋自動車学校（屋号：指宿タクシー・山川タクシー）が、令和8年2月1日付で、グループ会社統合のため、親会社である㈱ハニホールディングスに統合されました。

その後、㈱ハニホールディングスが、指宿タクシー及び山川タクシーの事業を、令和8年6月1日付で㈱あづま交通タクシーに譲渡することになりました。

よって、令和8年6月1日から、㈱ハニホールディングスが受託している乗合タクシー3路線の運行を、㈱あづま交通タクシーが継承することについて、審議いただくものです。

2 ㈱あづま交通タクシーの概要

- (1) 本 社 所 在 地：鹿児島市田上台四丁目45番26号
- (2) 代 表 者：東 國 人
- (4) 親 会 社：㈱アーベル（貸切バス会社）

3 現在の指宿タクシー及び山川タクシーの今後について

㈱あづま交通タクシーに事業譲渡後も、指宿タクシー及び山川タクシーの営業はこれまで通り継続されます。現在在籍している乗務員及び管理者は、全員㈱あづま交通タクシーに移籍する予定です。

4 ご審議いただきたい事項

指宿市予約型乗合タクシー3路線（魚見線・鰻線・尾下線）の運行を、令和8年6月1日付で、別添1「協議証明書」のとおり、運行事業者を㈱ハニホールディングスから㈱あづま交通タクシーに変更することについて承認を求めます。

なお、運行日、時刻表、停留所等については変更しません。運賃については別途開催する運賃協議会において審議いたします。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年 月 日付け指宿市地域公共交通活性化協議会において、別記事項に関
し、協議が調ったことを証明する。

令和8年 月 日
指宿市地域公共交通活性化協議会
会長 井上 佳朗

1. 協議が調っている路線又は営業区域

■営業区域（デマンド方式による区域運行）

鹿児島県指宿市尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡・鰻・尾下地区

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

■運送の区間（デマンド方式による区域運行）

区域運行とし、基本的な運行経路、運行ダイヤ、乗降ポイントを設定し、利用者から事前予約があった場合に運行する乗合方式のデマンド交通とする。

基本的な運行経路・乗降ポイントは以下のとおりとする。

(1) 魚見線（別紙1）

尾掛公民館と指宿医療センターの往復運行

※ 運送エリアと乗降ポイント間での往復運行とする

(2) 鰻線（別紙2）

鰻区避難施設とプラッセだいわ指宿店及びその周辺の往復運行

※ 運送エリアと乗降ポイント間での往復運行とする

(3) 尾下線（別紙3）

尾下公民館とプラッセだいわ指宿店及びその周辺の往復運行

※ 運送エリアと乗降ポイント間での往復運行とする

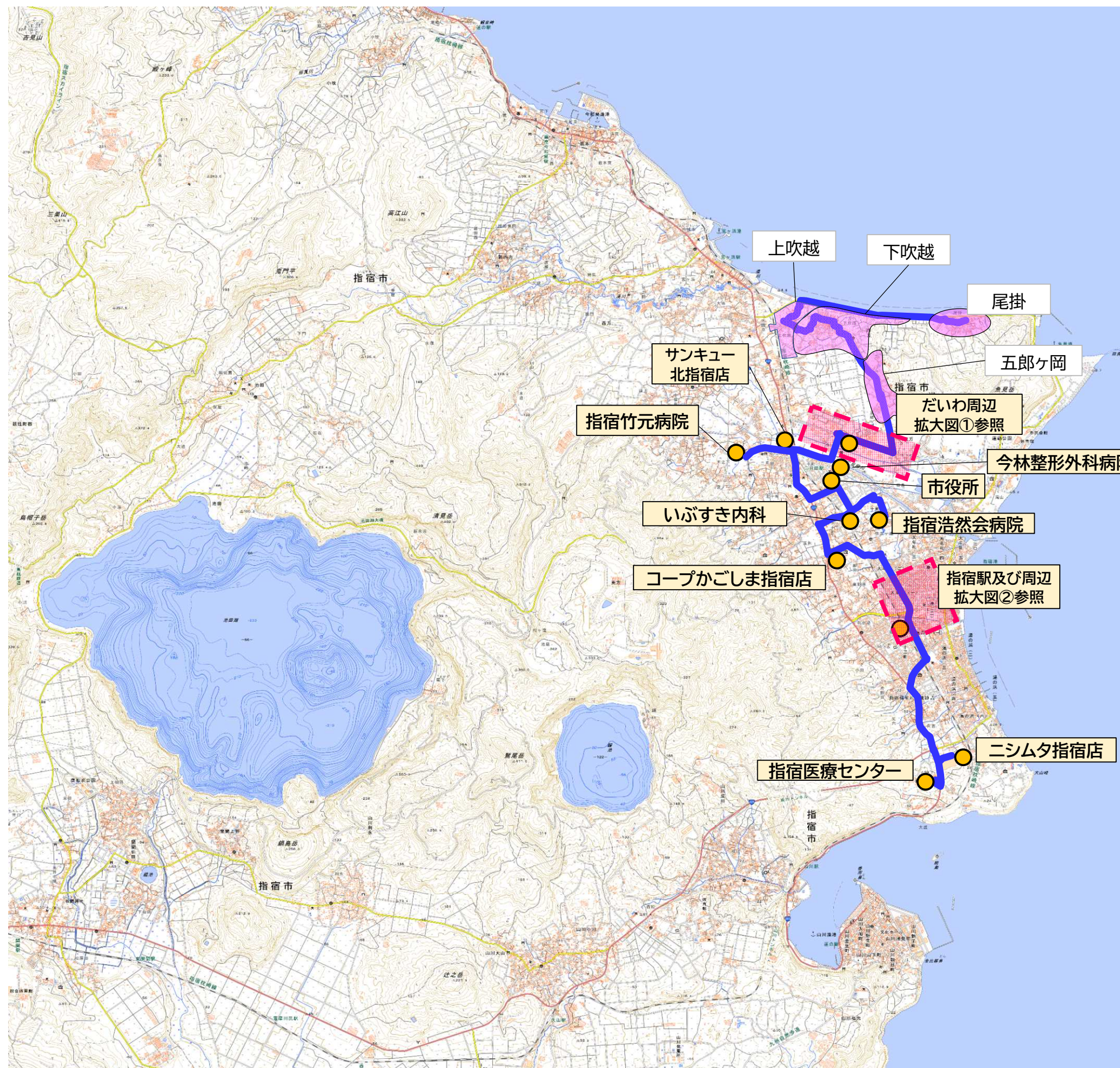
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

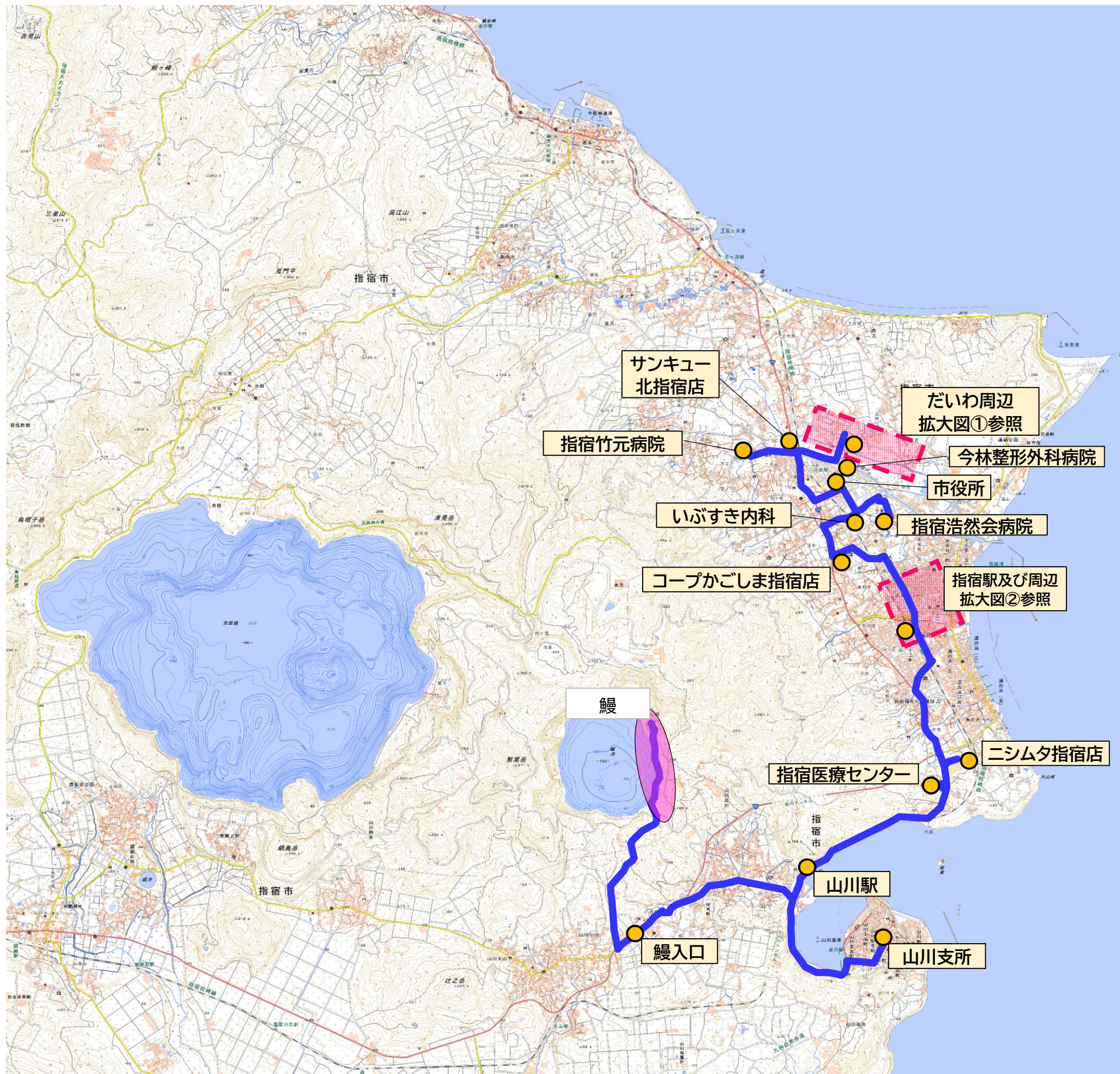
適用期間	令和8年6月1日から
運行日	魚見線・尾下線：毎週月・水・金曜日 鰻線：毎週火・木・土曜日
運休日	祝日、年末年始（12月31日～1月2日）
運行時間	鰻線以外：午前9時から午後3時まで 鰻線：午前9時から午後5時まで
運行便数	1日5便（上り2便・下り3便）
出発時刻	鰻線以外 (1)市街地行：午前9時発・午前11時発 (2)郊外行：午前11時発、午後1時発、午後3時発 鰻線 (1)市街地行：午前9時発・午前11時発 (2)郊外行：午前11時発、午後2時発、午後5時発 ※始発地の発車時刻
予約方式	運行事業者に電話予約
予約時間	市街地行1便目の予約は、乗車日前日の17時までに電話予約 上記以外の便の予約は、乗車予定時刻の1時間前まで電話予約

乗降の制限	地区内乗降及び市街地区間内での乗降を不可とする。
使用車両	受託者が所有する乗車定員 6 名以下の普通乗用車（セダン型車両）で、一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する車両
運行事業者	株式会社あづま交通タクシー（屋号：指宿タクシー，山川タクシー）
車両台数	2 台

予約型乗合タクシー(あいたく)
魚見線

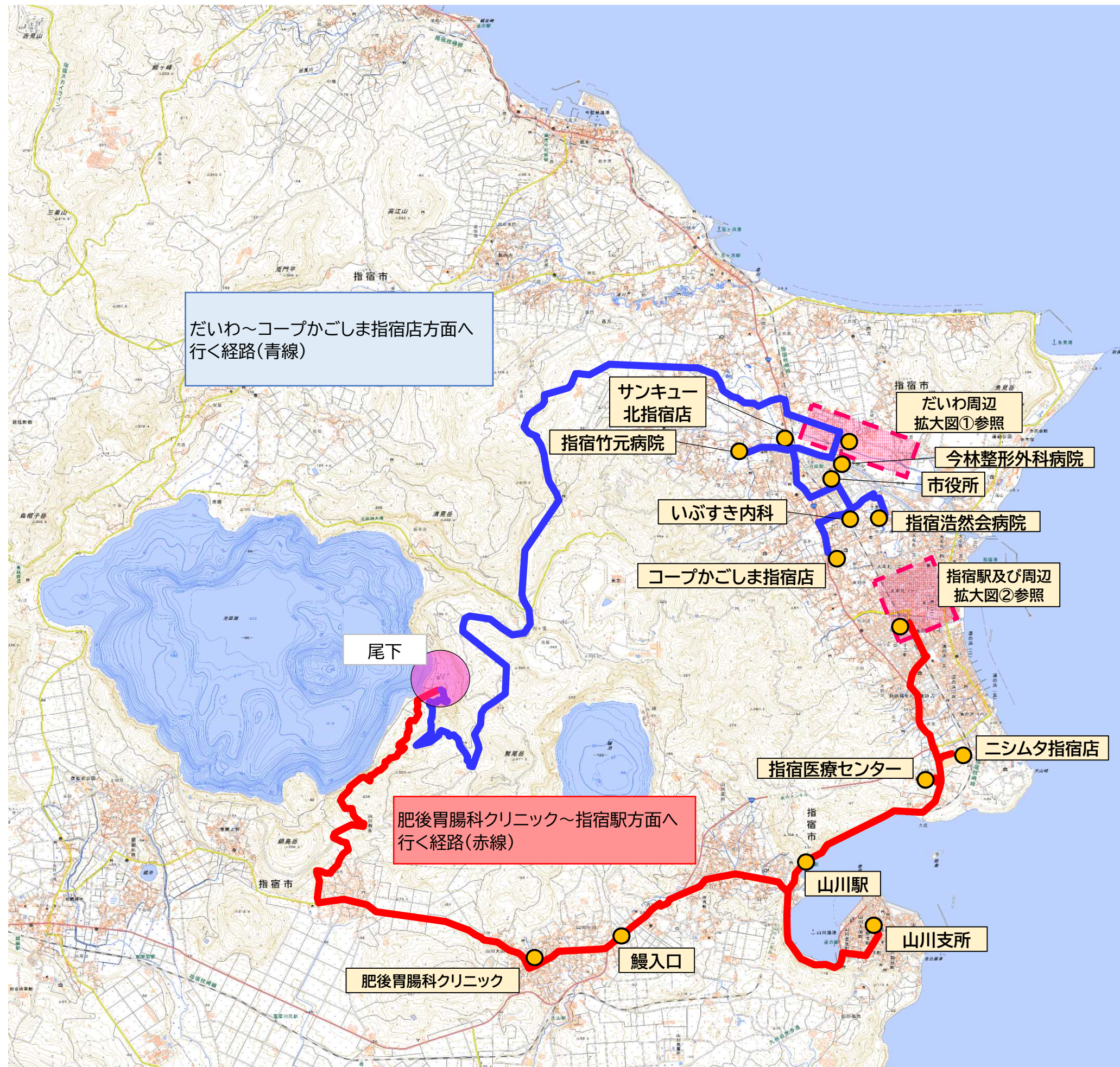
標準運行経路図(広域図)





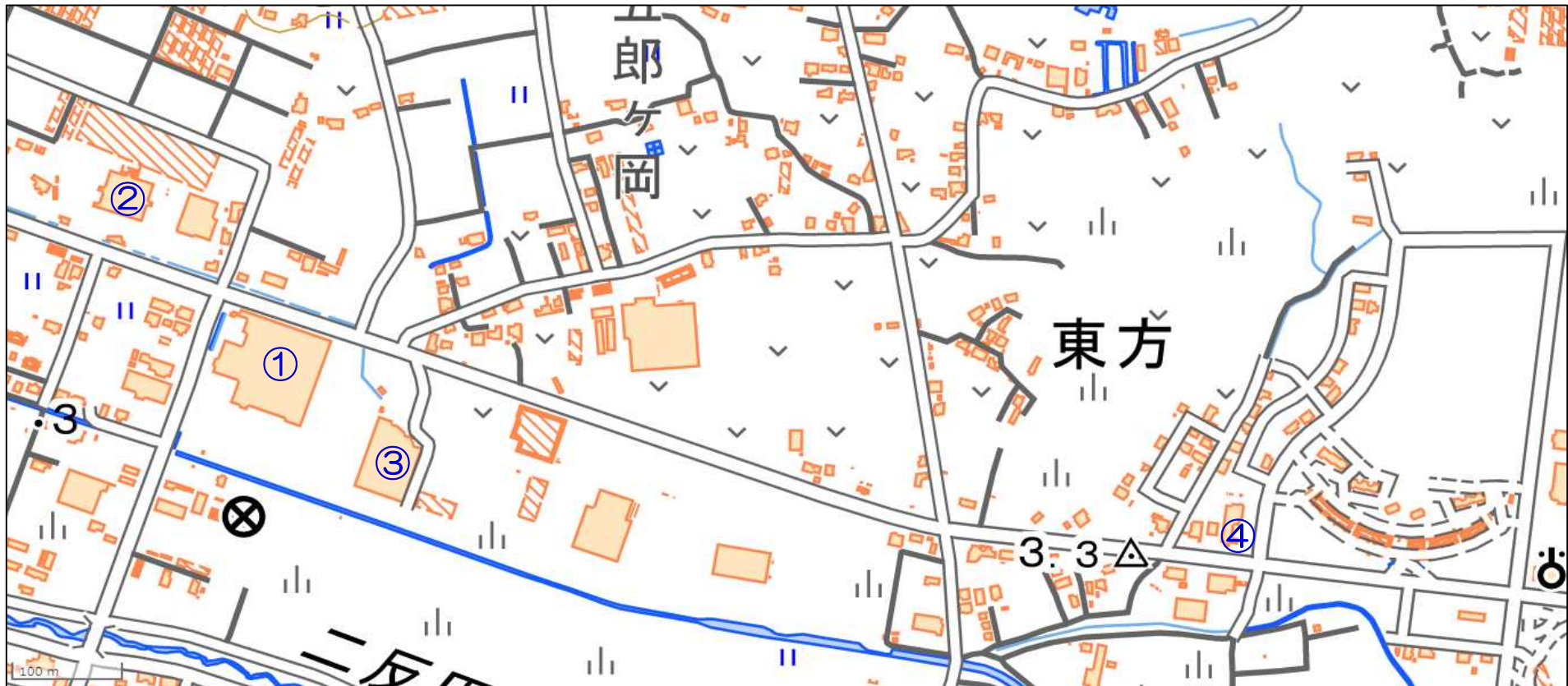
予約型乗合タクシー(あいタク)
鰻線

標準運行経路図(広域図)



予約型乗合タクシー(あいタク)
尾下線

標準運行経路図(広域図)



《凡例》

- ① プラッセだいわ指宿店
- ② しまむら指宿店
- ③ ナフコ指宿店
- ④ 指宿脳神経外科



《凡例》

- ① 指宿駅
- ② タイヨー指宿店
- ③ 小吉胃腸科クリニック
- ④ 木之下クリニック
- ⑤ 福元医院
- ⑥ 鹿児島銀行前
- ⑦ 岩下眼科医院
- ⑧ 生駒外科医院
- ⑨ 指宿郵便局
- ⑩ 北園産婦人科クリニック

議案第 2 号 令和 8 年度地域交通計画（地域公共交通確保維持事業）の変更について

1 提案理由

幹線バスや鉄道等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行経費の一部（赤字欠損金額の最大1/2）を国の支援を受けられる制度があり、本協議会では、コミュニティバス（イッシーバス）及び予約型乗合タクシー（あいタク）の運行経費に国から補助金の交付を受けています。

当該補助金の交付を受けるためには、毎年度「地域交通計画」を策定し、国からの認定を受ける必要があります。

令和 8 年度事業計画（計画期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日）については、令和 7 年 6 月 16 日に開催された、令和 7 年度第 1 回活性化協議会において承認され、国からの認定を受けています。

今回、あいタク魚見線・鰻線・尾下線の運行が、議案第 1 号のとおり令和 8 年 6 月 1 日付で(株)ハニホールディングスから(株)あづま交通タクシーに変更される予定であることから、現在認定を受けている上記計画についても修正の必要が生じたため、今回審議をいただくものです。

2 ご審議いただきたい事項

現在認定を受けている、「令和 8 年度地域交通計画」について、別添 2 のとおり国土交通大臣あて変更届を提出してよろしいか、承認を求めます。

※ 修正箇所は朱字部分のみです。

陸上交通様式第 1（日本工業規格 A 列 4 番）

指 交 協 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 指宿市地域公共交通活性化協議会
住 所 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地
代 表 者 氏 名 会長 井上 佳朗

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 25 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 6 月 1 日

○ 変更箇所

● 交通計画別紙

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

● 表 1

申請番号 5、6、7 の運送予定者名

○ 変更理由

令和 8 年 6 月 1 日付で、「(株)ハニホールディングス」のタクシー事業の一部を「(株)あづま交通タクシー」へ譲渡するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 8 年 月 日

(名称) 指宿市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっていると同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。

上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、生活様式の変化や深刻な乗務員減少が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。特に、バス乗務員の不足が深刻であることから、令和 7 年 2 月からはコミュニティバスの一部をジャンボタクシーによる代替運行で補っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、指宿市コミュニティバス(イッシーバス)及び指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象路線の1便当たり目標乗車人員は次のとおり。
令和8年度の目標は、令和6年度の実績を参考に算出した。

路線名	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	【参考】 R 6 年度
イッシーバス 小牧～ニシムタ指宿店線	2.40 人以上	2.45 人以上	2.50 人以上	2.39 人
イッシーバス 川尻～なのはな館線	5.05 人以上	5.10 人以上	5.15 人以上	5.04 人
予約型乗合タクシー 畠久保・西方線	1.30 人以上	1.35 人以上	1.40 人以上	1.27 人
予約型乗合タクシー 池田線	1.65 人以上	1.70 人以上	1.75 人以上	1.63 人
予約型乗合タクシー 魚見線	1.70 人以上	1.75 人以上	1.80 人以上	1.69 人
予約型乗合タクシー 鰻線	1.75 人以上	1.80 人以上	1.85 人以上	1.74 人
予約型乗合タクシー 尾下線	1.05 人以上	1.10 人以上	1.15 人以上	1.00 人
予約型乗合タクシー 開聞線	1.05 人以上	1.10 人以上	1.15 人以上	1.04 人
イッシーバス小牧～ニシムタ 指宿店線（補完）	1.35 人以上	1.40 人以上	1.45 人以上	1.31 人
イッシーバス川尻～なのはな 館線（補完）	3.80 人以上	3.85 人以上	3.90 人以上	3.76 人

(2) 事業の効果

市内循環バスの各路線及び予約型乗合タクシーを維持することにより、市内の中山間地から市内中心部へ向かう高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現可能となる。

更には高齢者の外出促進・地域活性化に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる指宿市のりものガイドを発行し、医療機関やスーパーマーケットへの配布(指宿市)
- ・ 乗込調査(指宿市)
- ・ 利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)(指宿市)
- ・ 住民ヒアリング(住民懇談会実施等)(指宿市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付 ○イッシーバス 小牧～ニシムタ指宿店線 ・ ・ ・ 鹿児島交通(株) 川尻～なのはな館線 ・ ・ ・ 鹿児島交通(株) 小牧～ニシムタ指宿店線（補完） ・ ・ ・ 鹿児島第一交通(株) 川尻～なのはな館線（補完） ・ ・ ・ (株)南九州あづま交通 ○予約型乗合タクシー 畠久保・西方線 ・ ・ ・ 指宿観光交通(株) 池田線 ・ ・ ・ 鹿児島第一交通(株) 魚見線 ・ ・ ・ <u>(株)あづま交通タクシー</u> 鰻線 ・ ・ ・ <u>(株)あづま交通タクシー</u> 尾下線 ・ ・ ・ <u>(株)あづま交通タクシー</u> 開聞線 ・ ・ ・ (株)南九州あづま交通
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
指宿市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
交通事業者から毎月提出される実績報告書にて、利用状況等を継続的に測定する。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※ 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※ 表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【指宿市地域公共交通会議】

- 平成 31 年 2 月 19 日 指宿市地域公共交通会議設立
- 平成 31 年 4 月 10 日 指宿市地域公共交通基本計画について合意
- 令和元年 11 月 1 日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について協議
- 令和 2 年 1 月 16 日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について合意
- 令和 3 年 1 月 15 日 イッシーバス徳光・鰻線の経路変更について合意 ※書面会議
- 令和 3 年 8 月 6 日 イッシーバス開間循環線及び連絡線の見直しについて合意
法定計画の策定についての説明
- 令和 4 年 3 月 4 日 実証運行期間の延長について合意
乗合タクシーの見直しについて合意 ※書面会議
- 令和 4 年 6 月 23 日 路線バス 1 系統廃止・2 系統廃止代替化について合意
イッシーバス小牧線の経路変更及び路線名見直しについて合意
イッシーバス徳光・鰻線を「川尻～なのはな館線」に再編することについて合意
乗合タクシー(畠久保・西方線, 池田線)の見直しについて合意
乗合タクシー(鰻線)の新設について合意
令和 5 年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和 4 年 11 月 15 日 指宿市地域公共交通活性化協議会に移行

【指宿市地域公共交通活性化協議会】

- 令和 4 年 11 月 15 日 指宿市地域公共交通活性化協議会設立
- 令和 5 年 6 月 1 日 予約型乗合タクシーの停留所新設について合意
令和 5 年度事業において、法定計画である「指宿市地域公共交通計画」を策定することについて合意
令和 6 年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和 5 年 10 月 24 日 指宿市地域公共交通計画の基本骨格案について合意
- 令和 5 年 12 月 21 日 指宿市地域公共交通計画素案について合意
- 令和 6 年 1 月 31 日 パブリックコメントの実施について合意 ※書面会議
- 令和 6 年 3 月 22 日 指宿市地域公共交通計画の策定について合意 ※書面会議
- 令和 6 年 6 月 24 日 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和 6 年 12 月 18 日 令和 7 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意
- 令和 7 年 6 月 16 日 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和 8 年 月 日 令和 8 年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意**

19. 利用者等の意見の反映状況

令和5年度に策定した指宿市地域公共交通計画では、策定にあたり市民1500人に対してアンケートを行ったほか、高校生や乗合タクシー利用登録者へのアンケート、バス乗りこみ調査を実施し、住民ニーズを把握したうえで計画案に盛り込んだ。

また、市のホームページにて本計画に関する意見募集（パブリックコメント）を行った。

加えて、交通事業者や利用者の意見を反映させる形で、コミュニティバスの経路変更や予約型乗合タクシーの停留所追加、観光需要に対応するために地域間幹線系統の延伸実施や、乗合タクシー利用者からの要望を受けて、1路線において時刻表の改正を実施するなど、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を行っている。

令和7年度には、本市二次交通のニーズを把握するためのアンケート調査を観光事業者に対し行い、今後、地域公共交通体系の見直しを行う際に反映させる予定である。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県指宿市十町2424

(所 属) 指宿市農水商工観光部商工水産課

(氏 名) 大小田 直人

(電 話) 0993-22-2111 (内 312)

(e-mail) sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
指宿市	鹿児島交通(株)	(1) 小牧～ニシムタ指宿店 線	八幡神社前	指宿駅前	ニシムタ指宿店	往 23.8km 復 23.8km	98日	294.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(2) 川尻～なのはな館線	開聞山麓自然公園 前	指宿駅前	なのはな館	往 21.6km 復 21.6km	101日	303.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	指宿観光交通(株)	(3) 畠久保・西方線		畠久保・細田 西(幸屋)・永 嶺・臼山・水 迫		.km .km	147日	294.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	鹿児島第一交通(株)	(4) 池田線		池田小学 校区		.km .km	148日	296.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(5) 魚見線		尾掛・上吹 越・下吹越・ 五郎ヶ岡		.km .km	147日	294.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(6) 鰻線		鰻		.km .km	148日	296.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(7) 尾下線		尾下		.km .km	52日	104.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	(株)南九州あづま交通	(8) 開聞線		開聞全域		.km .km	60日	120.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通のなのはな館～東大川線と 開聞駅前停留所にて接続	③
	鹿児島第一交通(株)	(9) 小牧～ニシムタ指宿店 線(補完)	八幡神社前	指宿駅前	ニシムタ指宿店	往 23.8km 復 23.8km	44日	132.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③
	(株)南九州あづま交通	(10) 川尻～なのはな館線 (補完)	開聞山麓自然公園 前	指宿駅前	なのはな館	往 21.6km 復 21.6km	51日	153.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町～たまで箱温泉線 と指宿駅前及び指宿医療センター停留 所にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	指宿市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,532
交通不便地域等	33,532

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
33,532	指宿市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
指宿市地域公共交通計画	令和6年3月28日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)